

○高山村開発行為の調整に関する条例
昭和55年12月20日条例第19号

高山村開発行為の調整に関する条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第7条）
- 第2章 開発協議（第8条—第10条）
- 第3章 地下水の規制（第11条—第19条）
- 第4章 雑則（第20条—第26条）
- 第5章 罰則（第27条—第29条）
- 第6章 補則（第30条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、高山村地球にやさしい環境基本条例（平成27年高山村条例第26号）の規定に基づき、住みよい環境の整備と自然環境を保護するため、地域の無秩序な開発を規制するとともに、開発に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 開発行為 1,000平方メートル以上の土地の区画若しくは形質の変更又は建築物等を建設する行為並びに井戸の掘削（これ等の行為を目的とした土地に関する権利を取得する行為を含む。）をいう。
- （2） 開発地域 開発行為をする土地の区域（建造物を含む。）をいう。
- （3） 事業者 開発行為を起業する者をいう。
- （4） 住民等 高山村住民及び入村者をいう。
- （5） 井戸 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。

（適用除外）

第3条 この条例は、国又は地方公共団体が事業者である場合及び開発地域が他の法令の適用を受ける場合には適用しない。ただし、当該法令等により適用しないものであっても、計画に対する通知を村長にしなければならない。

（村の責務）

第4条 村長は、この条例の趣旨の徹底を図るとともに環境の保全と秩序ある開発が図られるよう必要な措置を講じなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、開発行為に関する計画を策定しようとするときは、環境が適正に保全されるよう必要な措置を講ずるとともに、当該計画が村の定める開発に関する計画に適合するようにしなければならない。

（住民等の責務）

第6条 住民等は、自から良好な生活環境の保全に努めるとともに、村長が行う施策に積極的に協力しなければならない。

（開発基準）

第7条 開発行為の策定及び実施にあたって、事業者が遵守しなければならない基準（以下「開発基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

第2章 開発協議

（事前協議）

第8条 事業者は、開発行為（ただし、井戸の掘削に関する事項を除く。）の計画をあらかじめ村長と協議しなければならない。また、開発行為（ただし、井戸の掘削に関する事項を除く。）の計画を変更する場合も同様とする。

（届出）

第9条 事業者は、前条に規定する事前協議が整った後当該行為を開始しようとする日前10日までに届け出なければならない。

（文化財の発見）

第10条 事業者は開発に当り文化財を発見したときは、すみやかに教育委員会に報告し、その保存管理等について協力しなければならない。

第3章 地下水の規制

(掘削の許可)

第11条 地下水を採取するため、開発基準で定める規模の施設（以下「許可施設」という。）を有する井戸を掘削しようとする者は、地下水の用途等を記載した申請書を村長に提出してその許可を受けなければならない。

2 村長は、開発基準で定める要件（以下「許可要件」という。）にすべて適合すると認めるときでなければ、前項の許可をしてはならない。ただし、地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当であって、これにかえて他の水源を確保することが著しく困難であると認めるときは、この限りでない。

3 第1項の許可には、条件を付することができる。

(掘削の届出)

第12条 前条第1項の規定による許可施設に該当しない施設（以下「届出施設」という。）を有する井戸を掘削しようとする者は、届出書を村長に提出しなければならない。

(完成の届出)

第13条 第11条の規定により許可を受けた者又は前条の規定により届出が受理された者（以下「採取者」という。）は、井戸が完成したときは、その完成した日から15日以内に届出書を村長に提出しなければならない。

(経過処置)

第14条 地下水採取のため、現に許可施設に該当する井戸を使用している者又は許可施設に該当する井戸を掘削している者は、この条例施行後6月以内に、届出書を村長に提出しなければならない。

2 前項の規定により届け出た者は、第11条の規定による許可を受けたものとみなす。

(変更の許可等)

第15条 次の各号のいずれかに該当するときは、村長の許可を受けなければならない。

(1) 第11条の規定による許可を受けた者又は前条の規定により許可を受けたとみなされた者が、井戸を変更しようとするとき。

(2) 動力を用いずに地下水を採取していた者又は届出施設を有する者が許可施設に変更しようとするとき。

2 動力を用いずに地下水を採取していた者が、届出施設に変更しようとするときは、村長に届け出なければならない。

3 前2項の規定は、第11条第1項、第12条及び第13条の規定を準用する。

(氏名等の変更の届出)

第16条 採取者は、氏名（名称）及び住所並びに地下水の用途に変更があったときは、その変更があった日から30日以内に届出書を村長に提出しなければならない。

(承継)

第17条 採取者から許可施設又は届出施設（以下「許可施設等」という。）を譲り受け、又は借り受けた者は、当該許可施設等に係る採取者の地位を承継する。

2 採取者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、採取者の地位を承継する。

3 前2項の規定により採取者の地位を承継した者は、その承継があった日から30日以内に届出書を村長に提出しなければならない。

(許可の失効)

第18条 採取者が、その許可施設を廃止したときは、当該許可施設に係る許可はその効力を失う。

2 採取者は、許可施設等を廃止したときは、その廃止した日から30日以内に届出書を村長に提出しなければならない。

(取消し等)

第19条 村長は、偽りその他不正な手段により許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 村長は、第11条第1項若しくは第15条第1項の規定による許可又は第11条第3項の規定によって付した条件に違反して井戸の掘削工事、施設の変更工事又は地下水の採取に着手し、又は着手しようとしている者に対して、期限を定めて当該工事若しくは地下水の採取を停止させ、又は地下水の採取量を減少させるなど当該違反行為の是正のために必要な措置をとるべきことを命令することができる。

第4章 雑則

(勧告)

第20条 村長は、第9条の規定による届出のあった場合、その行為が村の定める開発に関する計画に支障があると認められるときは、事業者に対しその開発行為の変更若しくは中止、その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(措置の報告)

第21条 事業者は、前条の規定による勧告を受けたときは、必要な措置を講ずるとともに速やかにその結果を村長に報告しなければならない。

(開発協定)

第22条 村長は、第7条に規定する開発基準を確保するため必要があると認めるときは、当該事業者と開発に関する協定を締結するものとする。

2 事業者は、前項の規定により村長が開発に関する協定の締結を申し入れしたときは、これに応じなければならない。

(立入調査及び立入検査)

第23条 村長は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、事業者から期限を定めて必要事項の報告を求めることができる。また、職員をして必要な限度において開発地域に立入調査又は検査をさせることができる。

2 前項の規定により立入調査又は検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、事業者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 事業者は、第1項の規定により立入り調査又は検査をこばむことができない。

(改善命令)

第24条 村長は、第20条の規定による勧告に従わない事業者又は第22条第1項の規定によって締結した開発に関する協定に違反した事業者にたいして勧告又は開発に関する協定に違反する部分の改善等に関し期限を定めて命令することができる。

2 前項の規定による命令を受けた事業者は、その命令に基づく改善を行ったときは、速やかにその旨を村長に届け出なければならない。

(停止命令)

第25条 村長は、前条第1項の命令を受けた事業者がその命令に従わないときは、開発行為の停止を命ずることができる。

第26条 削除

第5章 罰則

(罰則)

第27条 第19条第2項、第24条第1項又は第25条の規定による命令に違反した者は、10万円以下の罰金に処する。

第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、3万円以下の罰金に処する。

- (1) 第9条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第11条第1項の規定による許可を受けずに井戸を掘削した者
- (3) 第15条第1項の規定による許可を受けずに井戸又は施設を変更した者
- (4) 第23条第1項の規定による報告をせず、又は立入り調査若しくは検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人、その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前2条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同条の罰金刑を科する。

第6章 補則

(委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に土地の区画及び形質の変更又は建築物を建設する行為に着手している者は、第9条の規定による届け出をしたものとみなす。ただし、当該行為を目的として土地に関する権利を取得し、土地の区画及び形質の変更又は建築物等を建設する行為に着手していない場合は、当該行為に着手しようとするときに第9条の規定による届け出をしなければならない。

附則（昭和63年3月30日条例第8号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附則（平成9年3月27日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成27年12月14日条例第26号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表（第7条関係）

開発基準

1 共通事項

（1）道路

開発地域内に村の道路計画があるときは、その計画に必要な用地を確保すること。

（2）緑化、美化

ア 現存する植生、地形等は、極力残存すること。

イ 土地の形質変更は最少限に留め、土砂の流出防止に努めること。

2 宅地造成に関する事項

（1）道路

ア 開発行為により新に設置される道路は、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第144条の4第1項に定める基準により、区域外の車両の安全な通行に支障がない道路に接続すること。

イ 道路の幅員は、道路の中心線から路肩までの距離を2メートル以上とすること。

ウ 路面排水施設は、周囲の雨水等により流入が予想される最大排水量を基準としてコンクリート側溝とし、終末処理は、他の被害を及ぼさないようにすること。雨水の計画流出量は、規則で定める計算式で算出する。

（2）排水施設

雑排水は、規模に応じて共同排水処理施設を設置し、放水にあたっては水路管理者の許可を得ること。

（3）水道施設

水道施設は、村長の指示に従うこと。

（4）消防施設

防火水槽及び消火栓は、開発行為の規模又は態様により、規則で定める基準によって設置すること。

（5）公共用地

集会場、児童遊園地、廃棄物集積場等の公共施設の用地は、規則で定める基準により確保すること。

3 地下水の採取に関する事項

（1）許可施設

深さ15メートル以上の井戸で、揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときはその断面積の合計）が6平方センチメートルをこえるもの。

（2）許可要件

ア 申請にかかる井戸より地下水を採取することが高山村営水道条例（昭和39年高山村条例第20号）第4条に規定する給水区域へ給水するための水源の保全、既設井戸の地下水の採取又は既存の温泉源に著しい支障を及ぼすおそれがないと認められること。

イ 地下水を申請の用途に供することが必要かつ適当と認められること。